

旧警戒区域で測量設計事務所を営む申立会社について、原発事故後、旧警戒区域内にあった取引先が廃業し連絡が取れなくなったため、回収できなくなった測量未収金相当額につき、債権は消滅していないので損害はないとする東京電力の主張を排斥し、賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1. 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

損害項目 営業損害（本件の申立てにかかる請求に限る。）

期 間 自 平成23年7月1日

至 平成24年6月30日

2. 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間に対する和解金として、申立人に対し、前項の金315,000円の支払義務があることを認める。

3. 支払方法

（省略）

4. 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5. 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書2通を作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月2日

（仲介委員 山本隆幸）